

障がい第5号  
令和2年（2020年）4月3日

指定障害者支援施設設置者  
指定障害児入所施設設置者  
指定障害福祉サービス事業者  
指定障害児通所支援事業者  
各市町村長（熊本市を除く。）

様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局  
障がい者支援課長

障害者支援施設等における感染拡大の防止について（通知）

令和2年（2020年）4月1日に新型コロナウイルス感染症対策専門会議において「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が示されました。

その中では、新型コロナウイルス感染症における最近のクラスターの傾向として、病院内感染や高齢者・福祉施設内感染などが挙げられています。

また、感染ルートとしては、①医療従事者、福祉施設従業者からの感染、②面会者からの感染、③患者、利用者からの感染が考えられています。

このため、高齢者や障がい、持病のある方などに接する機会のある医療、介護、福祉関係者は一層の感染対策を行うことが求められるほか、利用者等を介した感染の拡大を防止することが求められています。

県としましては、これまでも感染の拡大防止に全力で取り組んでいるところですが、それぞれの事業等におかれても、これまで県が発出した関係通知を再度ご確認のうえ、新型コロナウイルスによる感染の拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局  
障がい者支援課 サービス向上班  
TEL 096-333-2233